

■東京観光タクシー営業に係る『観光タクシー表示板』の利用開始について

2025年5月より、東京観光タクシー認定ドライバーが観光営業をする際、タクシー車両に掲出する『観光タクシー表示板』を新たに作成することとしましたのでお知らせいたします。
ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

『観光タクシー表示板』の利用方法について

- ①観光営業中は車両のフロントガラス内側ダッシュボード上に掲出
- ②観光地の駐車場等の優遇を受ける際に『観光タクシー表示板』又は『観光タクシーロゴマグネット』が必要（+観光タクシードライバー認定証）
- ③これまで車体に貼付していた観光タクシーロゴマグネットと同じ役割



東京観光タクシー表示板の掲出方法

- 1 表示の掲出位置は、タクシー車両のフロントガラス内側ダッシュボード上において、運転時の視界を妨げず、かつ、車内表示装置の表示を妨げない箇所とし、車両前方から見えやすいように表示する。
- 2 観光タクシー営業中は、各観光地において駐車場等の優遇措置を受けられることから、表示板を掲出しておくこととする。